

食産業ステージアッププロジェクト

令和元年度 復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）



「みやぎの食復興支援事業」補助金（三次募集）

県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う「商品づくり」、「販路開拓活動」、「マーケティング活動」、「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

「みやぎの食復興支援事業」は地域の食材等を活用した商品づくりを行う被災された食品製造事業者等にご利用いただけます。

※地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められるものとします。

1 ご利用いただける事業者

県内に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

2 対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。

- (1) 地域の食材等を活用した商品づくり（新商品の開発又は既存商品の改良）を行うこと。
- (2) 本事業で試作製造した商品の販路開拓活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明等により被災の状況が確認できること。

3 補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等の印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など） (6) 研修費（有料セミナー参加費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

4 募集期間

令和元年8月19日（月）～令和元年10月21日（月）（必着）

※採択に係る審査会を令和元年11月頃に開催します。

5 補助率及び補助限度額

<補助率> 補助対象経費の2分の1以内

<補助限度額> 120万円（事業費：240万円超）

6 交付決定までの流れ

① 応募

事業計画書等の必要書類を食産業振興課宛て提出いただきます。
(電話連絡を前提に、郵送や電子メールでの提出も可)

② 審査

審査会にて、提出いただいた事業計画について説明いただきます。
(令和元年11月頃開催、会場は別途連絡)

③ 採択

審査会の採否結果について、県から書面にて通知します。別途指定する日までに、交付申請書等の必要書類を提出いただきます。

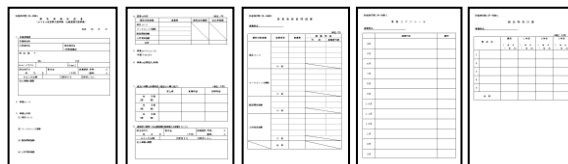
④ 交付決定

県より書面にて交付決定を通知します。
事業期間は、交付決定日から翌年3月までです。

7 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号一別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号一別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号一別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号一別紙4）



※様式は、県ホームページからダウンロードし、記載例を参照の上、ご応募ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2019syokufukkou.html>

8 商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行っています。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/hojomain.html>



<提出・問合せ先>

宮城県農政部食産業振興課（担当：食ビジネス支援班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.lg.jp